

家庭ごみのごみ処理手数料制度が始まります

家庭ごみのごみ処理手数料制度とは、ごみを出す人が手数料を負担し、市が資源物以外のごみを処理（収集・運搬および処分）する制度です。国ではこの制度を「一般廃棄物処理の有料化」と呼び、平成17年度から国体の基本方針としてこれを推進しています。県内では9割、東濃では土岐市以外の全ての自治体が実施しています。

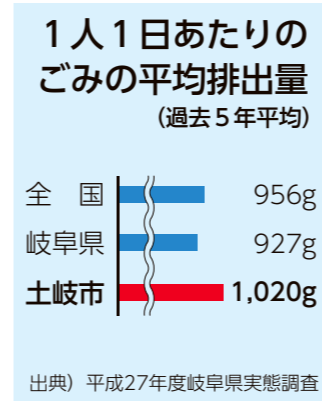
ごみ処理の現状

現在さまざまなものが市場にあふれ、私たちの生活は豊かで快適なものになっていきます。しかし、その一方でたくさんのごみが発生し、守るべき自然環境を悪化させ、その結果、私たちの生活を脅かそうとしています。全国各地で増加し続けるごみに対して処理・処分施設の確保がままならず、今後この状況はさらに厳しくなっていく見通しです。



市内におけるごみの排出状況

市では、これまで家庭ごみの減量化および資源化の促進に積極的に取り組んできました。しかし、土岐市の過去5年間の1人1日当たりのごみの平均排出量は、全国平均や県平均を大きく上回っている状況です。全国的に見ても手数料徴収制度を実施していない自治体ほど、ごみの排出量が多い傾向にあります。



具体的にどう変わる？ ～家庭ごみのごみ処理手数料制度導入～

1. 市指定ごみ袋の料金が変わります

ごみステーションに燃えるごみ・燃えないごみを出す場合、手数料を含んだ市指定ごみ袋を使用してください。販売金額などは下記の通りです。

サイズ(数量)	税込価格
大 45 L (20枚)	900円
中 35 L (20枚)	700円
小 15 L (20枚)	300円

※新しいごみ袋は4月1日(日)から販売します。取扱店は、今号と同時配布したチラシを確認ください。また旧ごみ袋の使用期限は6月30日(土)です。



新しいごみ袋は薄緑色

2. 粗大ごみを出す際、「粗大ごみシール」が必要になります

粗大ごみ（燃えない大型ごみ）を出す場合、従来の環境センターへの申し込みに加えて、粗大ごみシールの購入が必要になります。粗大ごみ1点につき1枚を貼って、指定日に指定のごみステーションに出してください。また、シールは必ず申し込み完了後に購入してください。販売金額などは下記の通りです。

粗大ごみシール	税込価格
1枚	500円

※粗大ごみシールは4月1日(日)から販売します。取扱店は、今号と同時配布したチラシを確認ください。移行措置期間はなく、4月以降粗大ごみを出す際は必ず必要です。



粗大ごみ1点につきシールが1枚必要

3. ごみを直接センターに持ち込む際、手数料（現金）が必要になります

各種ごみを環境センターへ直接持ち込む場合、環境センター受付窓口（計量所）にてごみの重さに応じて、手数料を現金で支払ってください。金額は下記の通りです。

持ち込み手数料	例)
50kgごとに 200円	50kgまで… 200円
	100kgまで… 400円
	150kgまで… 600円



ごみのガイドブックを作成しました

手数料制度の導入に伴い、「土岐市ごみのガイドブック」を作成しました。ガイドブックでは、ごみの種類別に、イラスト付きでごみの出し方や分別方法などを紹介しています。また、「ごみを「減らす」ことや「資源物にする」ことに重点を置き、そのテクニックや資源物の出し方についても充実した内容となっています。次号の本紙3月15日号と同時に全戸配布する予定です。保存版として、各家庭で活用ください。



効果と目的

●排出抑制や再生利用の推進

手数料負担により「費用を軽減しよう」とする意識が働くことで、ごみの排出量の抑制が期待できます。また資源物は従来どおり無料ですので、ごみ分別による資源化の促進やその回収量の増加も望めます。

●公平性の確保

現在の税収のみを財源とするごみ処理事業では、「ごみをたくさん出す人」と「分別や資源化に熱心な人」でごみの排出量に応じた費用負担に明確な差がつかせません。また、土岐市民を装った他市からの不適正なごみ出しも多く発生しています。手数料を負担していただくことで、こうした問題を未然に防ぎ公平性を確保したごみ処理事業を実施することができます。

●処理・処分施設の延命化

ごみの排出量は、ごみ焼却施設や最終処分場などの処理・処分施設の整備や規模に大きく影響します。排出量が減り、施設に対する負荷を軽減できれば長期的な施設利用が可能になり、子や孫など次の世代にも現在の施設を引き継いでいくことができます。

●循環型社会の構築

手数料収入を、将来を見据えた廃棄物処理費用やリサイクル事業などのごみ処理関連施策の財源に充てることで、行政と住民が協働して循環型社会の構築を目指すことができます。

問

環境センター
(☎0533325)